

## (2) 会員サポート窓口

### ア 会員サポート窓口とは

会員サポート窓口（以下「サポート窓口」という。）は、2004(平成16)年4月1日にスタートした東弁内の協議会である。この窓口は理事者の補佐機関として会員業務の支援を行うことを目的としており、制度のあらましについては、「会員サポート窓口規則」（以下「窓口規則」という。）に定められている。

サポート窓口は、弁護士としての業務を進めていくうえで困ったこと、悩んでいることなどについて会員が気楽に相談を持ちかけることのできる会の常設窓口であり、その守備範囲はかなり広い。この窓口で扱える事項や扱えない事項については、窓口規則の定めと、窓口運営協議会における申し合わせ事項によってほぼ整理されている。要約すると、個別の事件処理に関する事項と懲戒手続、紛議調停委員会・非弁提携弁護士対策本部などに係属中あるいは係属しそうな事項以外の事項についてはほとんど相談可能とされている。具体的な相談に際しては、守秘義務との関係で受付窓口として一本化されている東弁事務局次長宛てに、原則として文書によって申し込みをするだけで相談を受けられる。相談料はもちろん不要である。

### イ 最近の傾向

10年を超えて運営されてきた結果、この窓口を持ち込まれる事案の傾向がかなりはつきりしてきた。主に二つのジャンルに区別できるが、一つは登録後数年以内の若手会員からの、かなり基本的な問題についての相談ごとである。もう一つは、利益相反、弁護士法25条関係等に関係する事件の受任・辞任に関する相談ごとである。こちらの方は登録年数に関係なく、幅広い層から相談が持ち込まれる。大半が懲戒請求や紛議調停などのトラブルを避けたいとの配慮からの相談のようだ。

この二つのジャンルの相談で、ほぼ全体の90%を超えている。この二つのジャンル以外の相談としては、事務所の開設、閉鎖、譲渡に関する相談、相談者の身体・精神疾患等による休業や会費免除に関する相談や、勤務事務所からの解雇の問題・入所の際の約束事の不履行に関する問題や、特定業種への代理・顧問就任に問題がないかなどの相談が目立ったところである。また、精神疾患のある依頼者、暴力団関係者を疑わせるような依頼者とのトラブル処理に関する相談、特に、これらの者からの受任案件に関してどのように辞任したらよいかという相談は、例年数件以上が寄せられている。

### ウ 今後の課題

(ア) サポート窓口が抱えている問題の一つに、登録後数年内の会員からの、受任している事件の処理に関する相談がある。本来、個別の事件処理に関する事項は、当窓口において扱うことのできない事項の典型とされている。これは我々弁護士にとって職業そのものなのであるから当然のことであり、大部分の会員にとっては、常識と考えられている。ところが最近の若手会員の中には、会に登録して弁護士バッジを手に入れた後にも、受験塾や司法研修所の延長線上にいるように感じている者もいるようだ。さすがに、創設期にあったような、訴状の書き方とか、示談の進め方について教えて欲しいという相談こそなくなっているものの、このようなことも分

からないのかというような質問が少なくない。それでも、登録後3年未満程度までの会員に対しては、原則として助言する方向での運営を行っている。依頼者との間においてトラブルを起こしてほしくないとの思いからである。

- (イ) 若手会員からの、解雇に関する相談も少なくなく、サポート窓口にとっては難しい問題になっている。大部分がいきなりの解雇通告を受けたという案件であり、少なくとも何年間は勤務してよいと決められていたというケースが多い。本来サポート窓口では、事務所間の移籍に関する事項、事務所内のトラブルに関する事項などは相談に乗れない事項としている。雇用側も当会の会員であることが多く、一方にのみ偏った助言ができないという制約を負っているからである。但し、サポート窓口では、登録後3年未満程度までの会員に対しては、例外的に可能な限り相談に乗るようにしている。ところが実際に事情を聴きだしてみると、解雇に至った原因が当該若手会員の極端な能力不足や、当該事務所の経営難にあることが多く、そのような事情が判明してしまうと、助言そのものが困難に直面する。今後も同種の問題が増加していくものと思われる。当会の紛議調停委員会に持ち込んでもらう方向で助言したケースもあった。
- (ウ) 事務所入所の際に交わした契約ごとに関連する弁護士同士のトラブルについての相談ごとが増加してきているが、解雇問題と同様の問題がある。事情を聴いてみると、経費分担率や事件受任のノルマ設定など、若手弁護士にとってはあまりに酷と思われるような条件が設定されているケースも少なくない。ただ、法律家同士が交わした約束ごとという面もあり、サポート窓口としては、当事者間でよく協議して解決してくださいという回答で済ませてしまうことが多くなっている。
- (エ) 利益相反などに代表される「弁護士として行うべきでない行為」に関連する相談ごとはサポート窓口に持ち込まれる案件の過半数を占めている。当窓口が最も力を入れている分野でもある。会全体における懲戒請求案件の減少のために役に立てればという思いによる。内容的には、会社とその取締役との利益相反事例や遺言執行者と相続人との利益相反事例などが多いが、具体的案件についてみると判断が難しい事例が少なくない。2004(平成16)年に制定された弁護士職務基本規程の解釈の問題という面もあるが、この規定の解釈によっても結論が容易に導き出せないような問題が少なくない。おおよその判断を伝えたいうえで、場合によっては、懲戒請求されるおそれがあると思われるので、受任にあたっては十分にお気を付け下さいという回答をすることが多くなっている。
- (オ) 最近目立って増加してきている相談に、特定の業種に対する代理や顧問就任の問題がある。特定の業種というのは、会員制によって、不特定多数の消費者に投資を求めたり、商品・サービスの購入を求めるものなどである。出資法、消費者契約法、風営法などとの関係でその商売そのものの違法性、反倫理性が問題になるものが多い。昨今の弁護士過剰環境の中で、何とか安定した顧問収入にありつきたいとの会員の思惑に触れることが多い。これらの問題については、当窓口では、簡単な検討は行うものの、いろいろな問題がありそうなので、気をつけて検討していただいた

いという程度の助言で終わらせていることが多い。当窓口の、調査力、検討力には限界があるし、まさにこの種の案件は、会員本人がある程度リスクを覚悟して取り組むべきもののように思われるからである。

(カ) そのほか多い相談には、弁護士広告に関するものがある。弁護士業務の範囲という点で境界線上にありそうな事業分野を開拓しようとして広告の可否を問うような相談については、そもそもその事業が許されるかどうかという極めて難しい問題をはらんでいる。ただ、広告として許されるか否かという観点に絞ってみれば、日弁連の「弁護士等の業務広告に関する規程」及び日弁連の「外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程」、「業務広告に関する指針」の解釈に関する問題であることが大半なので、回答に当たってもこれらの資料に基づいて行う事としているし、会員に対しても、これらの規程等の検討を促すこととしている。

(キ) なお、令和3年度の「会員サポート窓口実施細則」の改正で、新たにこの規則に第3条の2が追加され、当窓口がパワハラ、セクハラに関する相談を受けた場合には、それぞれパワハラ・セクハラの苦情相談等の申出方法を案内することができると規定された。

(ク) サポート窓口は、東弁が全国に先駆けて設置した協議会であるが、日弁連においてもその必要性が認められ、2017(平成29)年10月から会員サポート窓口が設置された。東弁のサポート窓口との違いの一つは、守秘義務が一定要件を満たす場合には解除されている点である。

すなわち、「相談内容が非行に該当し、かつその非行の事実が重大であるとき、又は非行による被害が拡大するおそれが明白であるときは、相談申出人に通知の上、当該非行の事実を当該相談の対象である会員が所属する弁護士会の会長に報告することができる。この場合において、サポート相談員は、その報告に先立ち、相談申出人又は当該相談のみ対象である会員に対し、当該非行の事実を所属する弁護士会の会長に自ら申告するよう説得に努めなければならない。」として、不祥事防止対策の観点からの配慮がなされている。

最後に、2020(令和2)年4月1日から2022(令和4)年10月13日までの日弁連の会員サポート窓口の利用状況を記す。利用件数は合計270件で、増加傾向にある。相談類型は、利益相反等弁護士法や弁護士職務基本規程に抵触するか否かの問題が216件と約80%をしめている(複数回答含む)。

また、相談申出人の属性としては、東弁会員が109人と43.1%をしめており、1番多い。修習期別では、60期以降の者が187人と約70%をしめており、若手会員の利用が多数であることがうかがえる(相談申出人が会員以外の者は除く)。

以上